

④請求者が父（母）の場合、児童が母

（父）と生計を同じくしているとき。

（父（母）障害該当の場合を除く）

⑤児童が障害を有する父（母）に支給
されている公的年金の加算対象に
なっているとき。

ただし、両親の一方が児童扶養手当
法施行令で定める障害にあることで児
童扶養手当を受給されている場合は、
配偶者の障害基礎年金の子の加算との
受給変更が可能です。

児童手当

出生から中学
校修了まで（15
歳に達した後最
初の3月31日ま
で）の子どもを
養育している方
に支給されま
す。公務員（独



立行政法人などは除く）の方は所属序
からの支給になります。

児童手当は、原則、申請した月の翌
月から支給されます。ただし、事由発
生日（お子さんの誕生日など）の翌日
から数えて15日以内の申請で

あれば、翌月の申請であっても事由
発生月に申請があったものとみなすこ
とができます。

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

支給月額（平成24年6月～）

0歳～3歳未満（一律）	15,000円
3歳～小学校修了前 （第1子・第2子）	10,000円
3歳～小学校修了前 （第3子以降）	15,000円
中学生（一律）	10,000円
所得制限限度額以上（一律）	5,000円

※申請が遅れると、遅れた月分の手当
を受けられなくなる場合があります
ので、ご注意ください。

○手続に必要なもの

- ・印鑑
- ・請求者の健康保険被保険者証の写し
- ・請求者名義の金融機関の口座番号が分かるもの

○対象者のみ次の書類も添付
してください

- ・児童手当用所得証明書
【前年分】

（他市町村より転入して来
られた場合）

- ・児童の属する世帯全員の省
略のない住民票（対象児童
が町外に住所を有する場
合）

- ・その他支給事由や状況に応
じて必要な書類平成27年4
月から各種手当額が変更
になります



各種手当変更額

各種手当変更額		平成27年3月まで	平成27年4月から
児童扶養手当	児童1人		
	全部支給（月額）	41,020	42,000
	一部支給（月額）	41,010～9,680	41,990～9,910
	児童2人以上の加算額	2人目：5,000円加算、 3人目以降1人につき3,000円 （変更なし）	
特別児童扶養手当	1級	49,900	51,100
	2級	33,230	34,030
障害児福祉手当		14,140	14,480
特別障害者手当		26,000	26,620

平成27年4月から各種
手当額が変更になります。

平成27年度の各種手当額について、
「児童扶養手当法による児童扶養手当
の額などの改定の特例に関する法律」
が一部改正されたことに伴い、左の表
のとおり変更されることになりました。